第20　費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。(注13)

＜注13＞地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

⑴　「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額

［⑵　略］

⑶　「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額

⑷　「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第21　収益の定義

［略］

＜注14＞地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第89　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

第23　行政サービス実施コストの定義

［略］

＜注17＞住民等について

「住民等」とは、設立団体又は関係市町村（法第87条の12第１項の規定による関係市町村をいう。以下同じ。）（以下「設立団体等」という。）の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。

第24　行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

⑴　地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注18）

⑵　「第87　特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額

⑶　「第88　賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額

⑷　「第89　退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額

［⑸　略］

第20　費用の定義

地方独立行政法人の費用とは、サービスの提供、財貨の引渡又は生産その他の地方独立行政法人の業務に関連し、その資産の減少又は負債の増加（又は両者の組合せ）をもたらす経済的便益の減少であって、地方独立行政法人の財産的基礎を減少させる資本取引によってもたらされるものを除くものをいう。(注13)

＜注13＞地方独立行政法人の費用の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の費用から除外されるものの例は、以下のとおり。

⑴　「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額

［⑵　同左］

⑶　「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産及び非償却資産について、固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額

⑷　「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第21　収益の定義

［同左］

＜注14＞地方独立行政法人の収益の定義から除かれる事例について

資本取引として地方独立行政法人の収益から除外されるものの例として、「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の売却、交換又は除却等に直接起因する資産の増加又は負債の減少（又は両者の組合せ）がある。

第23　行政サービス実施コストの定義

［同左］

＜注17＞住民等について

「住民等」とは、設立団体の住民のほか、その他の地方公共団体の住民及び国民をも含むものとする。

第24　行政サービス実施コスト

次に掲げるコストは、行政サービス実施コストに属するものとする。

⑴　地方独立行政法人の損益計算上の費用から運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益を控除した額（注18）

⑵　「第85　特定の償却資産に係る減価の会計処理」を行うこととされた償却資産の減価償却相当額

⑶　「第86　賞与引当金に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の賞与増加見積額

⑷　「第87　退職給付に係る会計処理」により、引当金を計上しないこととされた場合の退職給付増加見積額

［⑸　同左］